

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月29日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん公共債ファンド （愛称：ハロー・インカム）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきん公共債ファンド

（ファンドの愛称を「ハロー・インカム」とします。）

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。

（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <http://www.skam.co.jp>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に0.55%（税抜0.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

(7)【申込期間】

2019年11月30日から2020年5月29日まで

（なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申し込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <http://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話・PHSからは 03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9:00から17:00まで）

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

当ファンドの取得申込みは、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後３時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金および換金代金は、振替法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の地方債等に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信 その他資産
追加型投信	内 外	() 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回		
債券 一般	年 2 回	グローバル	ファミリーファンド*
公債	年 4 回	日本	
社債	年 6 回	北米	
その他債券	年 6 回 (隔月)	欧州	
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信		オセアニア	
その他資産		中南米	
(投資信託証券 (債券))	日々	アフリカ	
資産複合		中近東	
()	その他	(中東)	ファンド・オブ・ファンズ
資産配分固定型	()	エマージング	
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

- 「国内」...目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（債券））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの
- 「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。
--

ファンドの特色

特色1 高い信用力・流動性を持つ公共債に投資します。

- ◆主として高い信用力、流動性を持つ、共同発行市場公募地方債を中心に地方債・国債・政府保証債・財投機関債等の公共債を投資対象とします。

公共債とは

国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、その他に政府関係機関債があります。これらをまとめて公共債といいます。

公共債**共同発行市場公募地方債とは**

全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体が地方財政法に基づき毎月連名で連帯債務を負う方式により発行する地方債です。

共同発行 36 団体（2019 年度）

北海道	宮城県	福島県	茨城県
埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県
福井県	長野県	岐阜県	静岡県
愛知県	三重県	京都府	大阪府
兵庫県	奈良県	岡山県	広島県
徳島県	熊本県	大分県	鹿児島県
札幌市	仙台市	千葉市	川崎市
新潟市	静岡市	京都市	大阪市
神戸市	広島市	北九州市	福岡市

（出所）全国銀行協会、地方債協会 HP 他より、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

特色2 残存 10 年程度の公共債を中心に投資します。

- ◆償還までの期間が 10 年程度の公共債を中心に投資します。

特色3 年2回の決算を行います。

- ◆ 年2回の決算時（3月と9月の6日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

特色4 外貨建資産には投資しません。

- ◆ 主として、国内の債券に投資を行い、外貨建資産には投資しません。

■ 投資プロセス

process 1 ポートフォリオ構築

原則、残存10年程度の共同発行市場公募地方債を中心とした公共債に投資します。

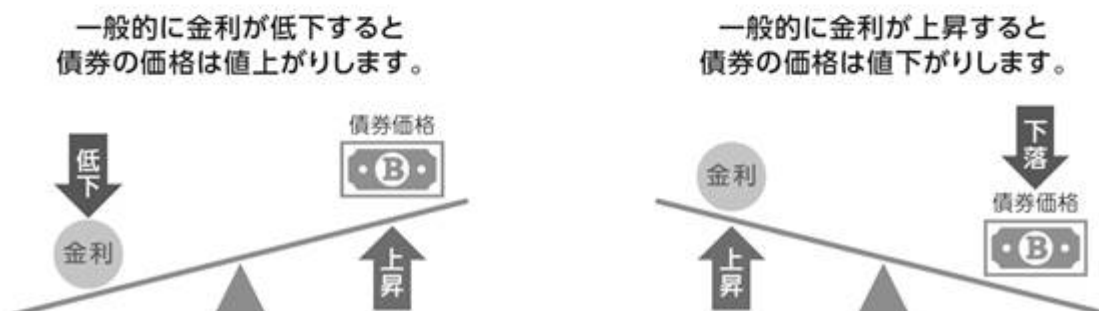
process 2 ポートフォリオのリスク管理

当ファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

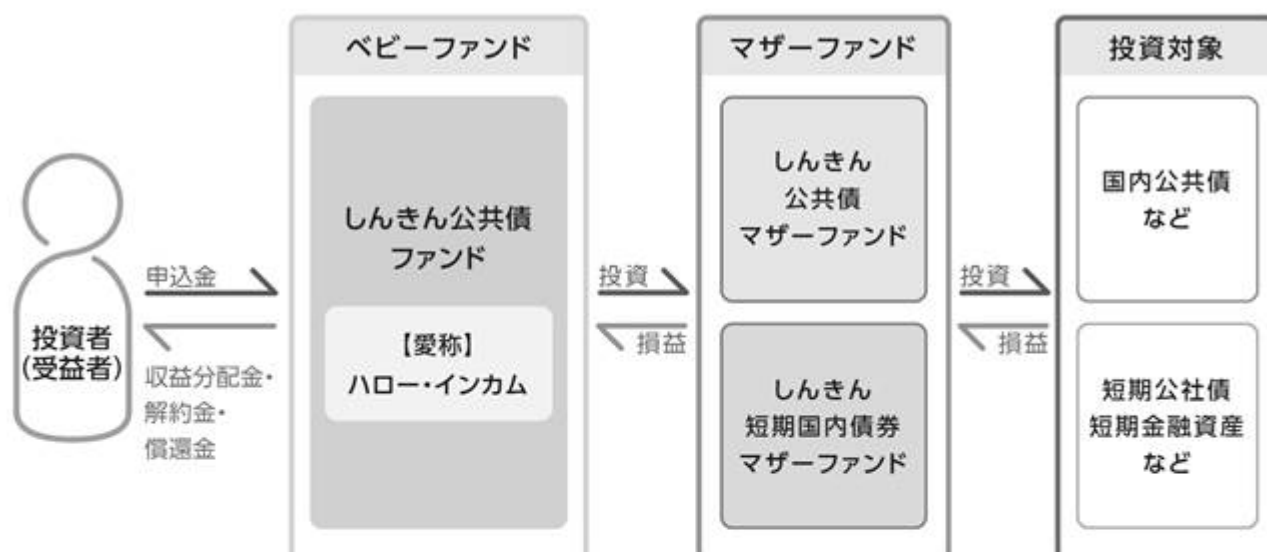
■ 金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきん公共債ファンド（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※しんきん公共債ファンド（ベビーファンド）は、直接公社債等に投資することがあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

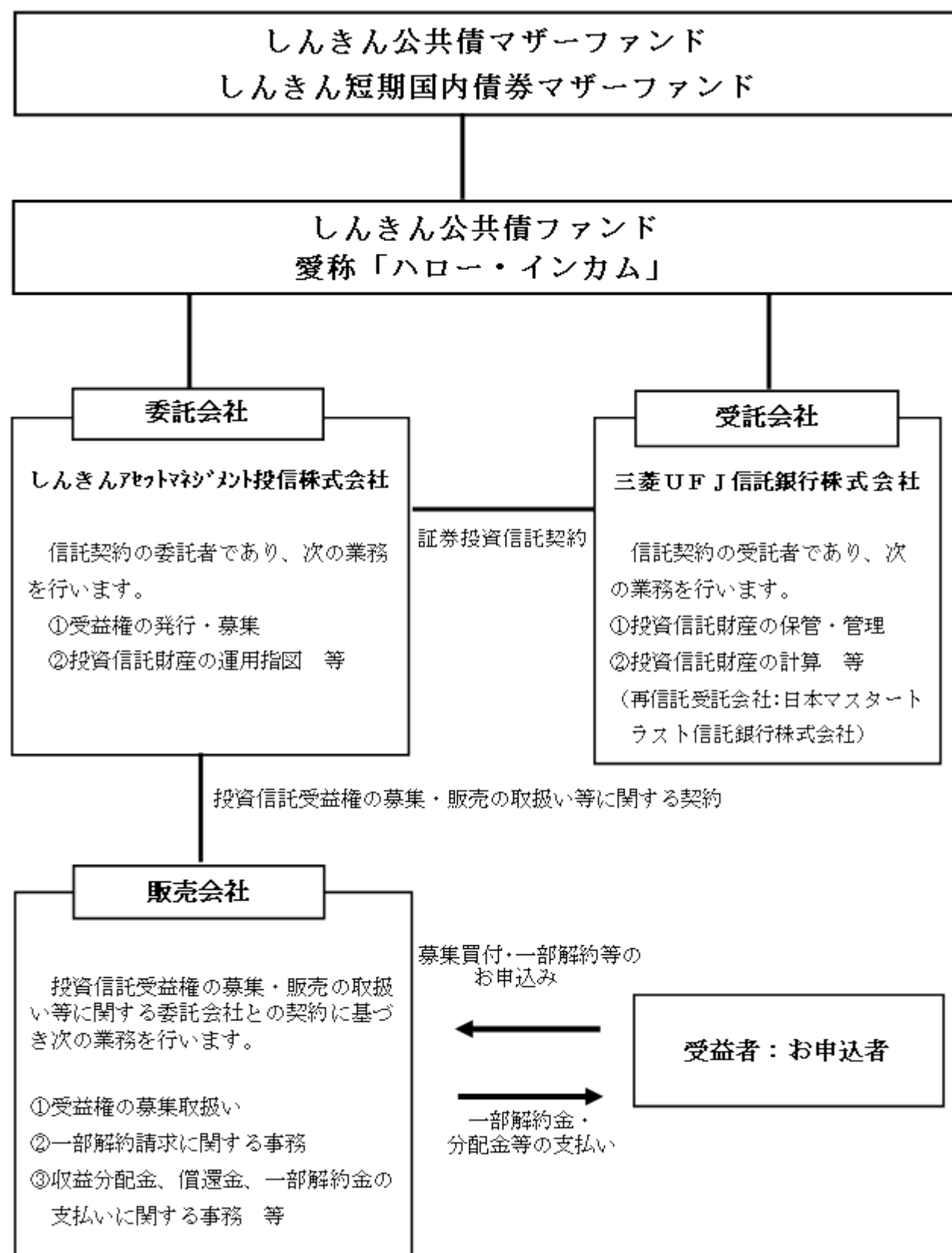
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年2月9日 信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本金の額

200百万円

委託会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

親投資信託である「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、主として「しんきん公共債マザーファンド」の受益証券への投資を通じ、原則として、以下の方針に基づき運用を行います。
 - a．地方債（共同発行市場公募地方債を含みます。）のほか、国債、政府保証債ならびに財投機関債等に投資することにより、利息収入を安定的に獲得するポートフォリオの構築を目指します。
 - b．対象とする公共債は、組入段階において、残存期間が10年程度のものとします。
- 2) 我が国の短期公社債、短期金融資産等への投資にあたっては、主として「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券を通じて行います。
- 3) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

- ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 10) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 11) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有するものとします。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)の証券または証書、および8)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および8)の証券または証書のうち

2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9)または10)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

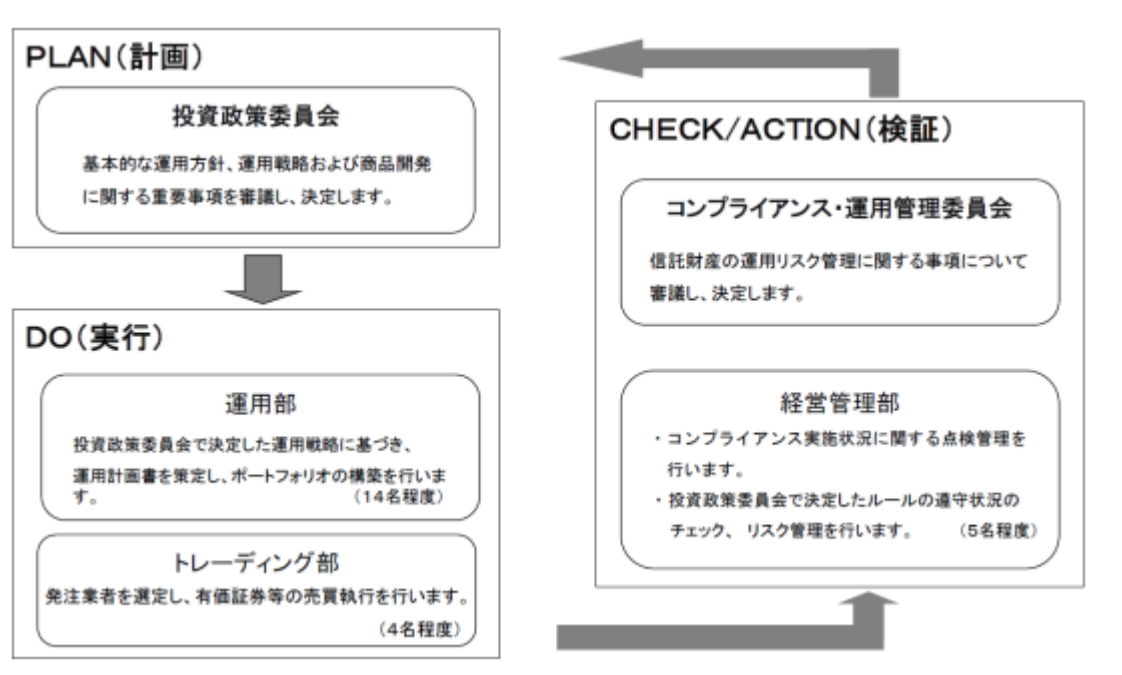
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)～4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として、毎年３月６日および９月６日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益は、投資信託約款の「運用の基本方針」の「基本方針」および「運用方法」に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

「しんきん公共債ファンド」（愛称：ハロー・インカム）の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

スワップ取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。

なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 7) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対す比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内なるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。

- 3) 第1項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

< 参考 >

○ しんきん公共債マザーファンドの概要

(1) 投資方針

投資対象

我が国の公共債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 我が国の地方債（共同発行市場公募地方債を含みます。）のほか、国債、政府保証債ならびに財投機関債等に投資することにより、利息収入を安定的に獲得するポートフォリオの構築を目指します。
- 2) 投資対象とする公共債は、組入段階において、残存期間が10年程度のものとします。
- 3) 公共債の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 4) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有するものとします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)または9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の1)～4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

○しんきん短期国内債券マザーファンドの概要

(1) 投資方針

投資対象

我が国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として我が国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、我が国の無担保コール（オーバーナイト物）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。
- 2) 短期公社債の組入れにあたっては、原則、残存期間1年以内のものとし、取得時において、いずれかの信用格付業者等からA格相当以上の格付を得ている銘柄に限定します。
- 3) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における我が国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 資金動向あるいは市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りします。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有するものとします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)から9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資は行いません。

公社債および短期金融資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

「しんきん公共債ファンド」（愛称：ハロー・インカム）は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（１）基準価額の変動要因

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短期のものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

（３）リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2014年10月から2019年9月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入金額に応じて、購入価額に0.55%（税抜0.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <http://www.skam.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.05%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.55%（税抜0.5%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.20%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.25%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に係る監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。
----------	---

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2）法人の受益者に対する課税

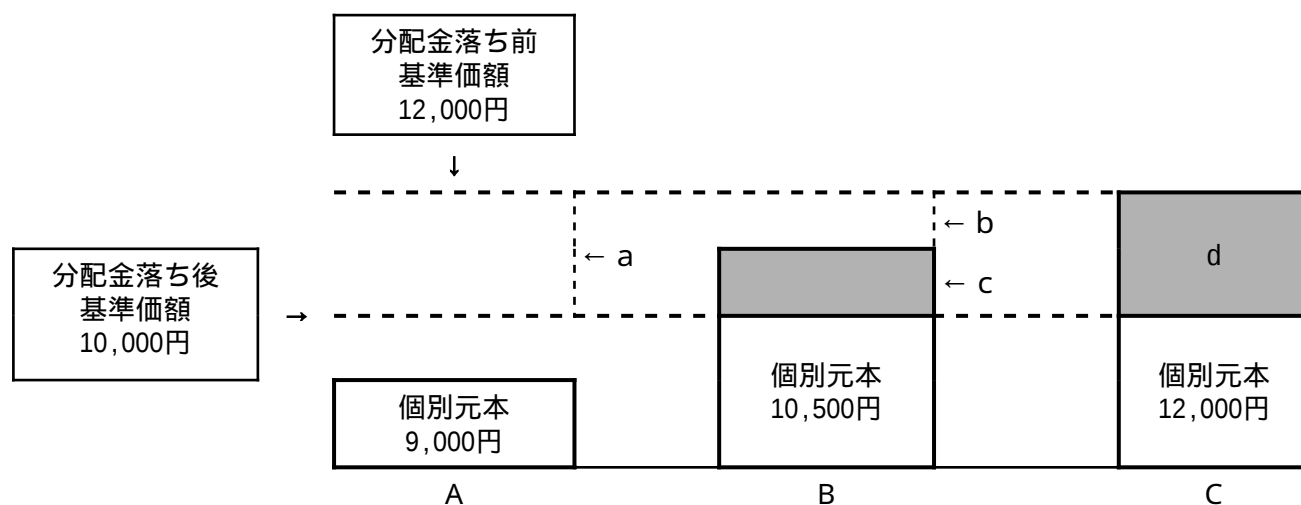
収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
---	---

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円)
= 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)
= 10,000円となります。

受益者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2019年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

しんきん公共債ファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,899,396,426	99.63
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		47,449,696	0.37
合計（純資産総額）		12,946,846,122	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

国／地域	種類	銘柄	数量 （口数）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	しんきん公共債 マザーファンド	10,808,040,575	1.1937	12,901,558,035	1.1935	12,899,396,426	99.63

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.63
合計	99.63

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参 考>

以下、ご参考として「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の「運用状況」を掲載します。

しんきん公共債マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,237,840,310	9.60
地方債証券	日本	11,511,678,513	89.24
特殊債券	日本	133,452,600	1.03
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		16,328,620	0.13
合計（純資産総額）		12,899,300,043	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄（公共債）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	第172回共同発行市場公募地方債	900,000,000	101.47	913,239,000	101.43	912,897,000	0.225	2027/7/23	7.08
2	日本	地方債証券	第169回共同発行市場公募地方債	600,000,000	101.28	607,716,000	101.23	607,416,000	0.205	2027/4/23	4.71
3	日本	地方債証券	第149回共同発行市場公募地方債	500,000,000	102.89	514,495,000	102.79	513,990,000	0.5	2025/8/25	3.98
4	日本	地方債証券	第138回共同発行市場公募地方債	500,000,000	102.74	513,735,000	102.71	513,550,000	0.554	2024/9/25	3.98
5	日本	地方債証券	第173回共同発行市場公募地方債	500,000,000	101.39	506,965,000	101.37	506,855,000	0.215	2027/8/25	3.93
6	日本	地方債証券	第167回共同発行市場公募地方債	430,000,000	101.55	436,703,700	101.47	436,325,300	0.245	2027/2/25	3.38
7	日本	国債証券	第329回利付国債（10年）	400,000,000	104.32	417,292,000	104.39	417,560,000	0.8	2023/6/20	3.24
8	日本	地方債証券	第148回共同発行市場公募地方債	400,000,000	103.17	412,708,000	103.06	412,256,000	0.553	2025/7/25	3.20
9	日本	地方債証券	第146回共同発行市場公募地方債	400,000,000	103.09	412,380,000	102.97	411,884,000	0.553	2025/5/23	3.19
10	日本	地方債証券	平成28年度第5回広島県公募公債	350,000,000	101.06	353,727,500	101.05	353,696,000	0.18	2027/1/25	2.74
11	日本	地方債証券	第132回共同発行市場公募地方債	300,000,000	102.97	308,937,000	102.93	308,805,000	0.66	2024/3/25	2.39
12	日本	地方債証券	第136回共同発行市場公募地方債	300,000,000	102.94	308,844,000	102.90	308,727,000	0.611	2024/7/25	2.39
13	日本	地方債証券	第134回共同発行市場公募地方債	250,000,000	103.15	257,877,500	103.10	257,770,000	0.674	2024/5/24	2.00
14	日本	地方債証券	第126回共同発行市場公募地方債	210,000,000	103.26	216,848,100	103.20	216,736,800	0.81	2023/9/25	1.68
15	日本	地方債証券	第170回共同発行市場公募地方債	210,000,000	101.10	212,326,800	101.06	212,226,000	0.18	2027/5/25	1.65

16	日本	地方債証券	第135回共同発行市場公募地方債	200,000,000	103.13	206,274,000	103.09	206,188,000	0.659	2024/6/25	1.60
17	日本	地方債証券	第147回共同発行市場公募地方債	200,000,000	103.11	206,222,000	102.99	205,980,000	0.548	2025/6/25	1.60
18	日本	地方債証券	第150回共同発行市場公募地方債	200,000,000	102.99	205,988,000	102.89	205,798,000	0.51	2025/9/25	1.60
19	日本	地方債証券	第137回共同発行市場公募地方債	200,000,000	102.76	205,530,000	102.72	205,456,000	0.566	2024/8/23	1.59
20	日本	地方債証券	第139回共同発行市場公募地方債	200,000,000	102.74	205,480,000	102.69	205,390,000	0.544	2024/10/25	1.59
21	日本	地方債証券	第140回共同発行市場公募地方債	200,000,000	102.58	205,164,000	102.53	205,062,000	0.505	2024/11/25	1.59
22	日本	地方債証券	第765回東京都公募債	200,000,000	101.30	202,614,000	101.29	202,592,000	0.21	2027/3/19	1.57
23	日本	地方債証券	第768回東京都公募債	200,000,000	101.15	202,312,000	101.14	202,292,000	0.185	2027/6/18	1.57
24	日本	地方債証券	第91回共同発行市場公募地方債	162,000,000	101.02	163,663,740	100.95	163,543,860	0.9	2020/10/23	1.27
25	日本	地方債証券	第109回共同発行市場公募地方債	150,000,000	102.70	154,051,500	102.66	154,003,500	1.05	2022/4/25	1.19
26	日本	地方債証券	第108回共同発行市場公募地方債	138,600,000	102.57	142,166,178	102.48	142,038,666	1.01	2022/3/25	1.10
27	日本	国債証券	第320回利付国債（10年）	130,000,000	102.99	133,893,500	102.96	133,849,300	1	2021/12/20	1.04
28	日本	国債証券	第318回利付国債（10年）	129,000,000	102.65	132,424,950	102.61	132,374,640	1	2021/9/20	1.03
29	日本	地方債証券	第90回共同発行市場公募地方債	130,000,000	101.18	131,544,400	101.10	131,435,200	1.12	2020/9/25	1.02
30	日本	地方債証券	第88回共同発行市場公募地方債	129,500,000	101.03	130,842,915	100.95	130,734,135	1.17	2020/7/24	1.01

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	9.60
地方債証券	89.24
特殊債券	1.03
合計	99.87

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん短期国内債券マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	38,302,188,339	42.11
特殊債券	日本	38,197,213,860	42.00
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		14,456,011,676	15.89
合計（純資産総額）		90,955,413,875	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄（公社債）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	第203回政府保証預金 保険機構債	4,900,000,000	100.06	4,903,283,000	100.04	4,902,058,000	0.1	2020/1/17	5.39
2	日本	特殊債券	第13回政府保証地方公 共同体金融機構債券	4,774,000,000	101.13	4,828,280,380	100.94	4,818,875,600	1.3	2020/6/12	5.30
3	日本	特殊債券	第100回政府保証日本 高速道路保有・債務返済 機構債券	4,500,000,000	100.77	4,534,697,320	100.59	4,526,820,000	1.4	2020/2/28	4.98
4	日本	特殊債券	第30回政府保証日本政 策金融公庫債券	3,800,000,000	100.15	3,805,852,000	100.10	3,804,142,000	0.194	2020/3/18	4.18
5	日本	特殊債券	第9回政府保証地方公 共同体金融機構債券	3,751,000,000	100.74	3,778,757,400	100.54	3,771,255,400	1.4	2020/2/14	4.15
6	日本	地方債証券	第684回東京都公募公 債	3,090,000,000	101.07	3,123,063,000	100.90	3,117,995,400	1.26	2020/6/19	3.43
7	日本	地方債証券	第83回共同発行市場公 募地方債	3,000,000,000	100.72	3,021,630,000	100.58	3,017,460,000	1.44	2020/2/25	3.32
8	日本	特殊債券	第10回政府保証地方公 共同体金融機構債券	2,801,000,000	100.79	2,823,295,960	100.60	2,817,974,060	1.3	2020/3/13	3.10
9	日本	特殊債券	第98回政府保証日本高 速道路保有・債務返済機 構債券	2,561,000,000	100.63	2,577,287,960	100.45	2,572,550,110	1.3	2020/1/31	2.83
10	日本	地方債証券	第84回共同発行市場公 募地方債	2,300,000,000	100.82	2,318,890,000	100.66	2,315,387,000	1.38	2020/3/25	2.55
11	日本	地方債証券	第685回東京都公募公 債	1,980,000,000	100.96	1,999,067,400	100.81	1,996,057,800	1.13	2020/6/19	2.19
12	日本	地方債証券	平成26年度第7回福岡 市公募公債（5年）	1,700,000,000	100.03	1,700,629,000	100.02	1,700,391,000	0.102	2019/12/26	1.87
13	日本	地方債証券	第80回共同発行市場公 募地方債	1,600,000,000	100.44	1,607,088,000	100.23	1,603,760,000	1.54	2019/11/25	1.76
14	日本	地方債証券	平成27年度第1回福岡 市公募公債（5年）	1,600,000,000	100.16	1,602,592,000	100.12	1,602,032,000	0.177	2020/6/26	1.76
15	日本	地方債証券	第41回横浜市公募公債 （5年）	1,300,000,000	100.04	1,300,598,000	100.03	1,300,390,000	0.101	2020/1/24	1.43
16	日本	地方債証券	平成21年度第9回静岡 県公募公債	1,200,000,000	100.49	1,205,976,000	100.31	1,203,768,000	1.35	2019/12/24	1.32

17	日本	特殊債券	第6回政府保証地方公共 団体金融機構債券	1,183,000,000	100.38	1,187,566,380	100.19	1,185,283,190	1.4	2019/11/18	1.30
18	日本	地方債証券	平成21年度第1回浜松 市公募公債	1,170,000,000	100.28	1,173,323,800	100.24	1,172,854,800	1.54	2019/11/27	1.29
19	日本	特殊債券	第1回政府保証公営企業 債券（15年）	1,100,000,000	101.41	1,115,569,000	101.19	1,113,145,000	1.6	2020/6/22	1.22
20	日本	地方債証券	第21回名古屋市政公募 債（5年）	1,100,000,000	100.03	1,100,429,000	100.02	1,100,253,000	0.112	2019/12/20	1.21
21	日本	地方債証券	平成26年度第7回札幌 市公募公債（5年）	1,100,000,000	100.03	1,100,374,000	100.02	1,100,231,000	0.1	2019/12/20	1.21
22	日本	地方債証券	第85回共同発行市場公 募地方債	1,000,000,000	101.01	1,010,120,000	100.81	1,008,160,000	1.44	2020/4/24	1.11
23	日本	地方債証券	第677回東京都公募公 債	1,000,000,000	100.47	1,004,720,000	100.29	1,002,950,000	1.33	2019/12/20	1.10
24	日本	特殊債券	第14回政府保証地方公 共団体金融機構債券（6 年）	950,000,000	100.22	952,128,000	100.17	951,624,500	0.199	2020/6/18	1.05
25	日本	地方債証券	第40回横浜市公募公債 （5年）	950,000,000	100.05	950,475,000	100.02	950,247,000	0.173	2019/11/26	1.04
26	日本	地方債証券	第682回東京都公募公 債	900,000,000	100.79	907,164,000	100.61	905,562,000	1.32	2020/3/19	1.00
27	日本	特殊債券	第95回政府保証日本高 速道路保有・債務返済機 構債券	900,000,000	100.46	904,203,000	100.29	902,682,000	1.2	2019/12/27	0.99
28	日本	地方債証券	平成26年度第8回大阪 市公募公債（5年）	900,000,000	100.04	900,432,000	100.03	900,288,000	0.101	2020/1/30	0.99
29	日本	地方債証券	第79回共同発行市場公 募地方債	789,100,000	100.27	791,246,352	100.09	789,825,972	1.34	2019/10/25	0.87
30	日本	特殊債券	第7回政府保証株式会社 日本政策投資銀行社債	770,000,000	100.64	774,980,400	100.55	774,250,400	1.4	2020/2/17	0.85

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
地方債証券	42.11
特殊債券	42.00
合計	84.11

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2019年9月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末（2010年 9月 6日）	961,580,709	966,788,046	10,156	10,211
第2計算期間末（2011年 3月 7日）	1,668,357,853	1,677,456,320	10,085	10,140
第3計算期間末（2011年 9月 6日）	2,078,087,378	2,089,084,116	10,394	10,449
第4計算期間末（2012年 3月 6日）	2,598,674,383	2,612,423,930	10,395	10,450
第5計算期間末（2012年 9月 6日）	3,185,890,661	3,202,503,028	10,548	10,603
第6計算期間末（2013年 3月 6日）	3,593,764,447	3,612,330,812	10,646	10,701
第7計算期間末（2013年 9月 6日）	4,036,924,645	4,058,116,491	10,477	10,532
第8計算期間末（2014年 3月 6日）	4,497,782,300	4,521,097,093	10,610	10,665
第9計算期間末（2014年 9月 8日）	5,983,746,906	6,014,660,544	10,646	10,701
第10計算期間末（2015年 3月 6日）	7,309,674,948	7,347,246,681	10,700	10,755
第11計算期間末（2015年 9月 7日）	8,229,720,532	8,272,275,027	10,637	10,692
第12計算期間末（2016年 3月 7日）	8,776,626,080	8,821,203,043	10,829	10,884
第13計算期間末（2016年 9月 6日）	9,771,297,921	9,821,365,436	10,734	10,789
第14計算期間末（2017年 3月 6日）	11,690,771,128	11,751,425,970	10,601	10,656
第15計算期間末（2017年 9月 6日）	14,910,621,269	14,988,271,871	10,561	10,616
第16計算期間末（2018年 3月 6日）	15,087,050,321	15,166,381,522	10,460	10,515
第17計算期間末（2018年 9月 6日）	15,052,831,060	15,132,738,927	10,361	10,416
第18計算期間末（2019年 3月 6日）	14,353,729,935	14,429,974,518	10,354	10,409
第19計算期間末（2019年 9月 6日）	13,112,411,835	13,182,530,211	10,285	10,340
2018年 9月末日	14,786,864,789	—	10,351	—
10月末日	14,556,592,795	—	10,372	—
11月末日	14,324,251,278	—	10,391	—
12月末日	14,246,539,628	—	10,415	—
2019年 1月末日	14,268,539,007	—	10,419	—
2月末日	14,423,231,765	—	10,412	—
3月末日	14,321,846,249	—	10,360	—
4月末日	14,104,452,868	—	10,354	—
5月末日	14,049,176,037	—	10,359	—
6月末日	14,063,182,174	—	10,358	—
7月末日	13,850,381,107	—	10,346	—
8月末日	13,263,637,486	—	10,340	—
9月末日	12,946,846,122	—	10,280	—

（注）基準価額は受益権 1 口当たりの純資産額を 1 万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当りの収益分配金（円）
第1期	2010年 2月 9日～2010年 9月 6日	55
第2期	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	55
第3期	2011年 3月 8日～2011年 9月 6日	55
第4期	2011年 9月 7日～2012年 3月 6日	55
第5期	2012年 3月 7日～2012年 9月 6日	55
第6期	2012年 9月 7日～2013年 3月 6日	55
第7期	2013年 3月 7日～2013年 9月 6日	55
第8期	2013年 9月 7日～2014年 3月 6日	55
第9期	2014年 3月 7日～2014年 9月 8日	55
第10期	2014年 9月 9日～2015年 3月 6日	55
第11期	2015年 3月 7日～2015年 9月 7日	55
第12期	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	55
第13期	2016年 3月 8日～2016年 9月 6日	55
第14期	2016年 9月 7日～2017年 3月 6日	55
第15期	2017年 3月 7日～2017年 9月 6日	55
第16期	2017年 9月 7日～2018年 3月 6日	55
第17期	2018年 3月 7日～2018年 9月 6日	55
第18期	2018年 9月 7日～2019年 3月 6日	55
第19期	2019年 3月 7日～2019年 9月 6日	55

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第1期	2010年 2月 9日～2010年 9月 6日	2.11
第2期	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	0.16
第3期	2011年 3月 8日～2011年 9月 6日	3.61
第4期	2011年 9月 7日～2012年 3月 6日	0.54
第5期	2012年 3月 7日～2012年 9月 6日	2.00
第6期	2012年 9月 7日～2013年 3月 6日	1.45
第7期	2013年 3月 7日～2013年 9月 6日	1.07
第8期	2013年 9月 7日～2014年 3月 6日	1.79
第9期	2014年 3月 7日～2014年 9月 8日	0.86
第10期	2014年 9月 9日～2015年 3月 6日	1.02
第11期	2015年 3月 7日～2015年 9月 7日	0.07
第12期	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	2.32
第13期	2016年 3月 8日～2016年 9月 6日	0.37
第14期	2016年 9月 7日～2017年 3月 6日	0.73
第15期	2017年 3月 7日～2017年 9月 6日	0.14
第16期	2017年 9月 7日～2018年 3月 6日	0.44
第17期	2018年 3月 7日～2018年 9月 6日	0.42
第18期	2018年 9月 7日～2019年 3月 6日	0.46
第19期	2019年 3月 7日～2019年 9月 6日	0.14

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配金付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	2010年 2月 9日～2010年 9月 6日	946,788,666	0
第2期	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	764,746,158	57,268,058
第3期	2011年 3月 8日～2011年 9月 6日	368,002,039	22,861,885
第4期	2011年 9月 7日～2012年 3月 6日	619,811,018	119,300,168
第5期	2012年 3月 7日～2012年 9月 6日	642,960,667	122,448,018
第6期	2012年 9月 7日～2013年 3月 6日	625,282,360	270,009,877
第7期	2013年 3月 7日～2013年 9月 6日	782,592,067	305,231,972
第8期	2013年 9月 7日～2014年 3月 6日	745,661,757	359,671,449
第9期	2014年 3月 7日～2014年 9月 8日	1,744,989,216	363,380,898
第10期	2014年 9月 9日～2015年 3月 6日	1,652,617,722	442,055,119
第11期	2015年 3月 7日～2015年 9月 7日	2,541,427,801	1,635,470,972
第12期	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	2,314,400,409	1,946,679,003
第13期	2016年 3月 8日～2016年 9月 6日	2,079,963,804	1,081,681,579
第14期	2016年 9月 7日～2017年 3月 6日	2,834,078,171	909,109,594
第15期	2017年 3月 7日～2017年 9月 6日	4,157,224,996	1,067,086,855
第16期	2017年 9月 7日～2018年 3月 6日	1,900,630,860	1,595,067,387
第17期	2018年 3月 7日～2018年 9月 6日	1,654,591,917	1,549,743,654
第18期	2018年 9月 7日～2019年 3月 6日	1,343,574,554	2,009,626,126
第19期	2019年 3月 7日～2019年 9月 6日	1,144,772,714	2,258,628,510

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

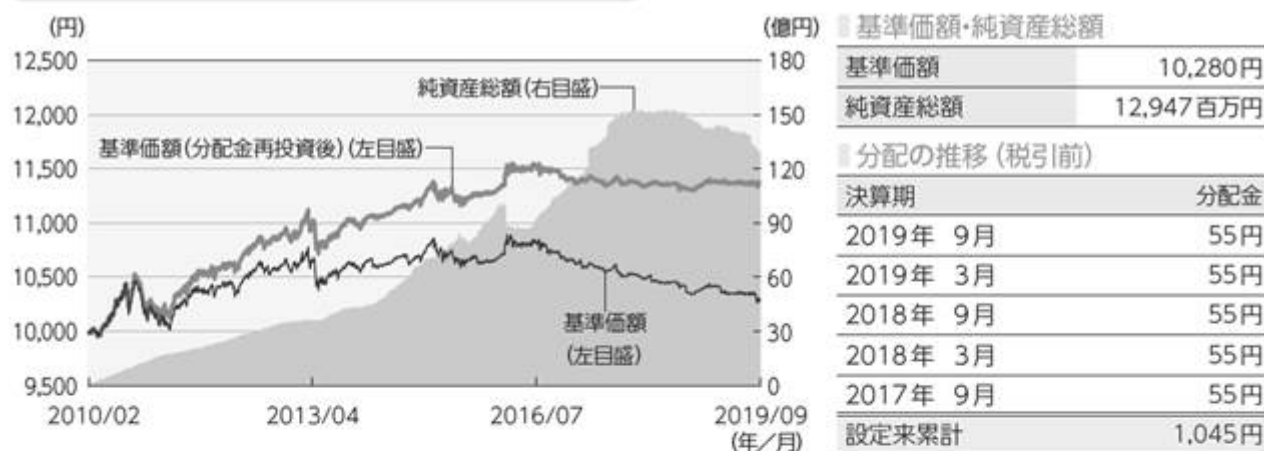
（参考情報）運用実績

データは2019年9月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきん公共債マザーファンド	99.63%
2	現金・その他	0.37%

※投資比率は、しんきん公共債ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■（参考）しんきん公共債マザーファンドの状況

組入上位10銘柄				
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	第172回共同発行市場公募地方債	0.225%	2027/07/23	7.08%
2	第169回共同発行市場公募地方債	0.205%	2027/04/23	4.71%
3	第149回共同発行市場公募地方債	0.500%	2025/08/25	3.98%
4	第138回共同発行市場公募地方債	0.554%	2024/09/25	3.98%
5	第173回共同発行市場公募地方債	0.215%	2027/08/25	3.93%
6	第167回共同発行市場公募地方債	0.245%	2027/02/25	3.38%
7	第329回利付国債（10年）	0.800%	2023/06/20	3.24%
8	第148回共同発行市場公募地方債	0.553%	2025/07/25	3.20%
9	第146回共同発行市場公募地方債	0.553%	2025/05/23	3.19%
10	平成28年度第5回広島県公募公債	0.180%	2027/01/25	2.74%

組入債券種類		
	債券種類	投資比率
1	地方債	89.24%
2	国債	9.60%
3	政府関係機関債	1.03%

※投資比率は、しんきん公共債マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきん公共債マザーファンドの純資産総額は、12,899百万円です。

※基準日現在、しんきん短期国内債券マザーファンドは組み入れていないため、同ファンドの状況は記載していません。

年間収益率の推移 (期間:2009年～2019年)



※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。

※2010年は2月9日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドの実績収益率を表示しています。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い、契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、0.55%（税抜0.5%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.05%を信託財産留保額として控除した価額とします。

- (5) 解約時の課税に関しては、前記の「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(4)の規定に準じて算定した価額とします。
- (8) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (9) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (10) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- （注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) しんきん公共債ファンド

マザーファンド（「しんきん公共債マザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」）の受益証券は原則として、基準価額計算日の基準価額で評価しています。

2) しんきん公共債マザーファンド、しんきん短期国内債券マザーファンド

国債証券、地方債券、特殊債券および社債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「（５）その他」の「１） ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

- １）この信託の計算期間は、毎年３月７日から９月６日まで、および９月７日から翌年３月６日までとすることを原則とします。
- ２）各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】**１）ファンドの繰上償還条項**

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- e. bからdまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

２）約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」を

いいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4) 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1か月前に当事者のいずれからでも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

5) 運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、毎年3月と9月の計算期間末および償還日を基準に、交付運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

6) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2019年3月7日から2019年9月6日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん公共債ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年 3 月 6 日現在)	当期 (2019年 9 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	150,005,148	177,431,615
親投資信託受益証券	14,327,518,809	13,001,399,119
未収入金	-	100,000,000
流動資産合計	14,477,523,957	13,278,830,734
資産合計	14,477,523,957	13,278,830,734
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	76,244,583	70,118,376
未払解約金	8,716,344	58,216,498
未払受託者報酬	3,873,558	3,798,598
未払委託者報酬	34,861,964	34,187,352
未払利息	231	504
その他未払費用	97,342	97,571
流動負債合計	123,794,022	166,418,899
負債合計	123,794,022	166,418,899
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 13,862,651,568	1, 2 12,748,795,772
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	491,078,367	363,616,063
（分配準備積立金）	2,593,419	1,175,544
元本等合計	14,353,729,935	13,112,411,835
純資産合計	14,353,729,935	13,112,411,835
負債純資産合計	14,477,523,957	13,278,830,734

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2018年 9月 7日 至 2019年 3月 6日)	当期 (自 2019年 3月 7日 至 2019年 9月 6日)
営業収益		
有価証券売買等損益	104,675,141	18,880,310
営業収益合計	104,675,141	18,880,310
営業費用		
支払利息	29,084	28,522
受託者報酬	3,873,558	3,798,598
委託者報酬	34,861,964	34,187,352
その他費用	108,554	107,995
営業費用合計	38,873,160	38,122,467
営業利益又は営業損失（ ）	65,801,981	19,242,157
経常利益又は経常損失（ ）	65,801,981	19,242,157
当期純利益又は当期純損失（ ）	65,801,981	19,242,157
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,069,837	1,108,011
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	524,127,920	491,078,367
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,651,576	40,565,789
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,651,576	40,565,789
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,188,690	79,775,571
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,188,690	79,775,571
分配金	¹ 76,244,583	¹ 70,118,376
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	491,078,367	363,616,063

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2019年 3 月 6 日現在)	当期 (2019年 9 月 6 日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 14,528,703,140円 期中追加設定元本額 1,343,574,554円 期中一部解約元本額 2,009,626,126円	期首元本額 13,862,651,568円 期中追加設定元本額 1,144,772,714円 期中一部解約元本額 2,258,628,510円
2 計算期間末日における受益権の総数	13,862,651,568口	12,748,795,772口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2018年 9 月 7 日 至 2019年 3 月 6 日)	当期 (自 2019年 3 月 7 日 至 2019年 9 月 6 日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 23,381,269円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 542,549,289円	C 収益調整金額 443,244,591円
D 分配準備積立金額 1,392,392円	D 分配準備積立金額 2,450,423円
E 当ファンドの分配対象収益額 567,322,950円	E 当ファンドの分配対象収益額 445,695,014円
F 当ファンドの期末残存口数 13,862,651,568口	F 当ファンドの期末残存口数 12,748,795,772口
G 10,000口当たり収益分配対象額 409円	G 10,000口当たり収益分配対象額 349円
H 10,000口当たり分配金額 55円	H 10,000口当たり分配金額 55円
I 収益分配金金額 76,244,583円	I 収益分配金金額 70,118,376円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2018年 9 月 7 日 至 2019年 3 月 6 日)	当期 (自 2019年 3 月 7 日 至 2019年 9 月 6 日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2019年3月6日現在)	当期 (2019年9月6日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2019年3月6日現在)	当期 (2019年9月6日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	105,764,755円	17,426,688円
合計	105,764,755円	17,426,688円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2019年3月6日現在)	当期 (2019年9月6日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自2018年9月7日 至2019年3月6日)	当期 (自2019年3月7日 至2019年9月6日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2019年3月6日現在)	当期 (2019年9月6日現在)
1口当たり純資産額 1.0354円 (1万口当たり純資産額 10,354円)	1口当たり純資産額 1.0285円 (1万口当たり純資産額 10,285円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん公共債マザーファンド	10,891,680,589	13,001,399,119	
親投資信託受益証券 合計		10,891,680,589	13,001,399,119	
合計		10,891,680,589	13,001,399,119	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん公共債マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん公共債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん公共債マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2019年 3 月 6 日現在	2019年 9 月 6 日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		764,412	3,874,755
国債証券		1,238,760,080	1,237,759,680
地方債証券		12,848,665,026	11,619,105,839
特殊債券		234,331,670	133,544,090
未収入金		—	100,770,000
未収利息		5,576,272	6,014,379
前払費用		9,204	—
流動資産合計		14,328,106,664	13,101,068,743
資産合計		14,328,106,664	13,101,068,743
負債の部			
流動負債			
未払解約金		—	100,000,000
未払利息		1	11
その他未払費用		64	65
流動負債合計		65	100,000,076
負債合計		65	100,000,076
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	12,018,722,263	10,891,680,589
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		2,309,384,336	2,109,388,078
元本等合計		14,328,106,599	13,001,068,667
純資産合計		14,328,106,599	13,001,068,667
負債純資産合計		14,328,106,664	13,101,068,743

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	2019年 3 月 6 日現在	2019年 9 月 6 日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 12,690,420,541円 期中追加設定元本額 168,087,049円 期中一部解約元本額 839,785,327円	期首元本額 12,018,722,263円 期中追加設定元本額 41,935,755円 期中一部解約元本額 1,168,977,429円
元本の内訳	しんきん公共債ファンド 12,018,722,263円 合計 12,018,722,263円	しんきん公共債ファンド 10,891,680,589円 合計 10,891,680,589円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	12,018,722,263口	10,891,680,589口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2018年 9 月 7 日 至 2019年 3 月 6 日	自 2019年 3 月 7 日 至 2019年 9 月 6 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月 1 回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年３月６日現在	2019年９月６日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 同左 (２)デリバティブ取引 同左 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2019年３月６日現在	2019年９月６日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,147,130円	4,147,530円
地方債証券	66,352,724円	34,445,537円
特殊債券	2,181,480円	834,900円
合計	65,387,074円	31,132,907円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2019年３月６日現在	2019年９月６日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2018年９月７日 至 2019年３月６日	自 2019年３月７日 至 2019年９月６日
----------------------------	----------------------------

該当事項はありません。	同左
-------------	----

（１口当たり情報）

2019年３月６日現在	2019年９月６日現在
１口当たり純資産額 １.1921円 (１万口当たり純資産額 11,921円)	１口当たり純資産額 １.1937円 (１万口当たり純資産額 11,937円)

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第３０６回利付国債（１０年）	23,000,000	23,200,100	
国債証券	第３１２回利付国債（１０年）	100,000,000	101,900,000	
国債証券	第３１３回利付国債（１０年）	45,000,000	46,096,650	
国債証券	第３１４回利付国債（１０年）	5,000,000	5,106,500	
国債証券	第３１５回利付国債（１０年）	36,000,000	36,958,680	
国債証券	第３１７回利付国債（１０年）	60,000,000	61,715,400	
国債証券	第３１８回利付国債（１０年）	129,000,000	132,424,950	
国債証券	第３１９回利付国債（１０年）	50,000,000	51,612,500	
国債証券	第３２０回利付国債（１０年）	130,000,000	133,893,500	
国債証券	第３２４回利付国債（１０年）	100,000,000	103,096,000	
国債証券	第３２６回利付国債（１０年）	60,000,000	62,028,000	
国債証券	第３２９回利付国債（１０年）	400,000,000	417,292,000	
国債証券	第３３２回利付国債（１０年）	60,000,000	62,435,400	
国債証券 合計		1,198,000,000	1,237,759,680	
地方債証券	第７６５回東京都公募公債	200,000,000	202,614,000	
地方債証券	第７６８回東京都公募公債	200,000,000	202,312,000	
地方債証券	第７７１回東京都公募公債	100,000,000	100,914,000	
地方債証券	第３３７回大阪府公募公債（１０年）	12,000,000	12,110,880	
地方債証券	第３３８回大阪府公募公債（１０年）	3,000,000	3,031,080	
地方債証券	第４１５回大阪府公募公債（１０年）	200,000,000	201,558,000	
地方債証券	第４２１回大阪府公募公債（１０年）	100,000,000	101,102,000	
地方債証券	平成２２年度第５回京都府公募公債	42,500,000	43,196,575	
地方債証券	平成２２年度第１回静岡県公募公債	4,000,000	4,035,920	
地方債証券	平成２２年度第５回静岡県公募公債	5,000,000	5,052,750	
地方債証券	平成２２年度第１６回愛知県公募公債（１０年）	24,000,000	24,420,000	
地方債証券	平成２２年度第３回広島県公募公債	5,000,000	5,057,200	
地方債証券	平成２２年度第６回広島県公募公債	24,000,000	24,422,640	
地方債証券	平成２３年度第１回広島県公募公債	32,000,000	32,660,480	

地方債証券	平成 2 8 年度第 5 回広島県公募公債	350,000,000	353,727,500	
地方債証券	第 8 3 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,702,000	
地方債証券	第 8 4 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,756,000	
地方債証券	第 8 5 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,906,000	
地方債証券	第 8 6 回共同発行市場公募地方債	110,000,000	111,065,900	
地方債証券	第 8 7 回共同発行市場公募地方債	110,000,000	111,142,900	
地方債証券	第 8 8 回共同発行市場公募地方債	129,500,000	130,842,915	
地方債証券	第 8 9 回共同発行市場公募地方債	101,000,000	102,026,160	
地方債証券	第 9 0 回共同発行市場公募地方債	130,000,000	131,544,400	
地方債証券	第 9 1 回共同発行市場公募地方債	162,000,000	163,663,740	
地方債証券	第 9 2 回共同発行市場公募地方債	108,000,000	109,369,440	
地方債証券	第 9 3 回共同発行市場公募地方債	104,000,000	105,705,600	
地方債証券	第 9 4 回共同発行市場公募地方債	105,000,000	106,819,650	
地方債証券	第 9 5 回共同発行市場公募地方債	9,500,000	9,680,215	
地方債証券	第 9 6 回共同発行市場公募地方債	88,000,000	89,770,560	
地方債証券	第 9 7 回共同発行市場公募地方債	7,000,000	7,158,340	
地方債証券	第 9 8 回共同発行市場公募地方債	5,000,000	5,102,000	
地方債証券	第 9 9 回共同発行市場公募地方債	4,000,000	4,084,920	
地方債証券	第 1 0 0 回共同発行市場公募地方債	71,000,000	72,622,350	
地方債証券	第 1 0 1 回共同発行市場公募地方債	52,000,000	53,080,040	
地方債証券	第 1 0 2 回共同発行市場公募地方債	85,000,000	86,801,150	
地方債証券	第 1 0 8 回共同発行市場公募地方債	138,600,000	142,166,178	
地方債証券	第 1 0 9 回共同発行市場公募地方債	150,000,000	154,051,500	
地方債証券	第 1 1 0 回共同発行市場公募地方債	30,000,000	30,724,800	
地方債証券	第 1 1 1 回共同発行市場公募地方債	50,000,000	51,238,000	
地方債証券	第 1 1 2 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,395,000	
地方債証券	第 1 1 4 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,495,000	
地方債証券	第 1 1 5 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,507,000	
地方債証券	第 1 1 6 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,575,000	
地方債証券	第 1 1 8 回共同発行市場公募地方債	10,900,000	11,209,996	
地方債証券	第 1 2 0 回共同発行市場公募地方債	40,000,000	40,965,200	
地方債証券	第 1 2 1 回共同発行市場公募地方債	10,000,000	10,206,500	
地方債証券	第 1 2 6 回共同発行市場公募地方債	210,000,000	216,848,100	
地方債証券	第 1 2 8 回共同発行市場公募地方債	90,000,000	92,485,800	
地方債証券	第 1 2 9 回共同発行市場公募地方債	20,000,000	20,606,400	
地方債証券	第 1 3 1 回共同発行市場公募地方債	39,000,000	40,140,360	
地方債証券	第 1 3 2 回共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,937,000	
地方債証券	第 1 3 4 回共同発行市場公募地方債	250,000,000	257,877,500	
地方債証券	第 1 3 5 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,274,000	
地方債証券	第 1 3 6 回共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,844,000	
地方債証券	第 1 3 7 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	205,530,000	
地方債証券	第 1 3 8 回共同発行市場公募地方債	500,000,000	513,735,000	
地方債証券	第 1 3 9 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	205,480,000	

地方債証券	第 1 4 0 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	205,164,000	
地方債証券	第 1 4 6 回共同発行市場公募地方債	400,000,000	412,380,000	
地方債証券	第 1 4 7 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,222,000	
地方債証券	第 1 4 8 回共同発行市場公募地方債	400,000,000	412,708,000	
地方債証券	第 1 4 9 回共同発行市場公募地方債	500,000,000	514,495,000	
地方債証券	第 1 5 0 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	205,988,000	
地方債証券	第 1 6 6 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,065,000	
地方債証券	第 1 6 7 回共同発行市場公募地方債	430,000,000	436,703,700	
地方債証券	第 1 6 9 回共同発行市場公募地方債	600,000,000	607,716,000	
地方債証券	第 1 7 0 回共同発行市場公募地方債	210,000,000	212,326,800	
地方債証券	第 1 7 1 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,157,000	
地方債証券	第 1 7 2 回共同発行市場公募地方債	900,000,000	913,239,000	
地方債証券	第 1 7 3 回共同発行市場公募地方債	500,000,000	506,965,000	
地方債証券	第 1 7 6 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,180,000	
地方債証券	第 1 7 7 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,398,000	
地方債証券	第 1 8 0 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,270,000	
地方債証券	第 1 8 2 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,388,000	
地方債証券	第 1 9 0 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,971,000	
地方債証券	第 4 7 3 回名古屋市公募公債（ 1 0 年 ）	20,000,000	20,333,400	
地方債証券	平成 2 1 年度第 5 回京都市公募公債	5,000,000	5,034,900	
地方債証券	平成 2 1 年度八号埼玉県公債	5,000,000	5,049,400	
地方債証券 合計		11,391,000,000	11,619,105,839	
特殊債券	第 1 1 0 回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	7,000,000	7,080,010	
特殊債券	第 1 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	2,000,000	2,018,360	
特殊債券	第 8 0 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,198,000	
特殊債券	第 8 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	22,000,000	22,247,720	
特殊債券 合計		131,000,000	133,544,090	
合計		12,720,000,000	12,990,409,609	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2019年9月30日現在）

資産総額	12,977,051,750 円
負債総額	30,205,628 円
純資産総額（ — ）	12,946,846,122 円
発行済数量	12,594,282,958 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0280 円

（参考）しんきん公共債マザーファンド

資産総額	12,899,300,120 円
負債総額	77 円
純資産総額（ — ）	12,899,300,043 円
発行済数量	10,808,040,575 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1935 円

（参考）しんきん短期国内債券マザーファンド

資産総額	91,977,746,554 円
負債総額	1,022,332,679 円
純資産総額（ — ）	90,955,413,875 円
発行済数量	90,731,943,426 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0025 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

（2）受益者名簿
該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等

において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間にける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年9月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70	891,064
単位型公社債投資信託	6	28,448
単位型株式投資信託	36	109,883
合計	112	1,029,395

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2 . 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,235,835		5,096,449
前払費用			15,065		22,449
未収委託者報酬			496,814		534,748
未収運用受託報酬	*2		21,912		13,102
未収収益			49		49
その他の流動資産			466		1,313
流動資産計			4,770,143		5,668,112
固定資産					
有形固定資産	*1		94,224		90,589
建物		73,046		71,717	
器具備品		21,178		18,871	
無形固定資産			44,161		26,964
ソフトウェア		42,657		25,565	
電話加入権		959		959	
その他		543		439	
投資その他の資産			37,557		46,552
投資有価証券		-		2,018	
長期前払費用		2,489		4,870	
繰延税金資産		35,068		39,662	
固定資産計			175,943		164,106
資産合計			4,946,087		5,832,218

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			347,332		382,042
未払手数料	*2	302,565		319,565	
その他未払金		44,767		62,477	
未払法人税等			189,582		206,238
未払消費税等			30,210		38,518
未払事業所税			1,946		2,007
賞与引当金			70,520		71,011
その他の流動負債			3,302		3,620
流動負債計			642,896		703,438
固定負債					
退職給付引当金			103,292		102,601
役員退職慰労引当金			11,768		18,487
固定負債計			115,061		121,089
負債合計			757,957		824,528
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			4,188,129		5,007,677
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,988,129		4,807,677
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,986,129		4,805,677	
別途積立金		3,080,000		3,830,000	
繰越利益剰余金		906,129		975,677	
評価・換算差額等			-		13
その他有価証券評価差額金		-		13	
純資産合計			4,188,129		5,007,690
負債・純資産合計			4,946,087		5,832,218

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,886,524		5,202,260
運用受託報酬	*1		189,616		192,056
営業収益計			5,076,140		5,394,317
営業費用					
支払手数料	*1		2,401,911		2,566,470
広告宣伝費			30,312		32,074
調査費			511,262		555,537
調査研究費		350,062		375,631	
委託調査費		161,199		179,906	
営業雑経費			65,254		68,770
印刷費		57,929		61,381	
郵便料		195		99	
電信電話料		2,321		2,404	
協会費		4,808		4,885	
営業費用計			3,008,740		3,222,852
一般管理費					
給料			553,435		578,701
役員報酬		41,999		41,693	
給料・手当		366,711		385,731	
賞与		64,202		67,757	
法定福利費		72,291		75,923	
福利厚生費		4,086		4,080	
その他給料		4,142		3,513	
賞与引当金繰入			70,520		71,011
退職給付費用			58,150		64,269
役員退職慰労引当金繰入			5,580		6,718
交際費			4,202		3,260
旅費交通費			7,630		9,400
租税公課			23,615		25,155
不動産賃借料			62,842		62,753
固定資産減価償却費			45,198		33,479
諸経費			139,011		135,925
一般管理費計			970,187		990,674
営業利益			1,097,212		1,180,790
営業外収益					
受取利息	*1		127		136
その他営業外収益			300		280
営業外収益計			428		416
営業外費用					

雑損失			401		904
その他営業外費用			39		-
営業外費用計			440		904
経常利益			1,097,199		1,180,302

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,097,199		1,180,302
法人税、住民税および事業税			341,439		365,355
法人税等調整額			1,859		4,600
当期純利益			757,619		819,547

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	730,000	730,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	730,000	27,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	3,430,510
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	757,619
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	757,619
当期末残高	—	—	4,188,129

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	750,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	4,188,129
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

重要な会計方針

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（ 5 年 ）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」35,068千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
建 物	64,186千円	63,831千円
器具備品	37,859千円	40,573千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
普通預金	3,142,308千円	3,907,610千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,559千円	5,548千円
未払手数料	142,775千円	166,032千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
運用受託報酬	160,021千円	171,273千円
受取利息	126千円	134千円
支払手数料	1,926,104千円	2,086,194千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
資産計	4,754,562	4,754,562	—
(4)未払手数料	302,565	302,565	—
(5)その他未払金	44,767	44,767	—
(6)未払法人税等	189,582	189,582	—
(7)未払消費税等	30,210	30,210	—
(8)未払事業所税	1,946	1,946	—
負債計	569,072	569,072	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
合計	4,754,257	4,754,257	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
(4)投資有価証券	2,018	2,018	—
資産計	5,646,318	5,646,318	—
(5)未払手数料	319,565	319,565	—
(6)その他未払金	62,477	62,477	—
(7)未払法人税等	206,238	206,238	—
(8)未払消費税等	38,518	38,518	—
(9)未払事業所税	2,007	2,007	—
負債計	628,807	628,807	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	5,096,091	5,096,091	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
合計	5,643,942	5,643,942	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	100,631	103,292
退職給付費用	12,149	14,918
退職給付の支払額	9,488	15,609
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	103,292	102,601

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601
退職給付引当金	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	12,149	14,918

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 37,464千円、当事業年度 39,525千円であります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
(１) 直近の積立状況に関する事項	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,634,392,721	1,669,710,596
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,793,308,599	1,806,457,984
差引額	158,915,877	136,747,387
(２) 掛金に占める当社の拠出割合	(2017年3月分) 0.0582%	(2018年3月分) 0.0676%

(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。
----------	--	--

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,593	21,743
役員退職慰労引当金	3,603	5,660
退職給付引当金繰入限度超過額	31,628	31,416
未払事業税	9,726	10,663
未払事業所税	595	614
その他	3,152	3,174
繰延税金資産 小計	70,299	73,273
評価性引当額	35,231	33,605
繰延税金資産 合計	35,068	39,668
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	-	5
繰延税金負債 合計	-	5
繰延税金資産の純額	35,068	39,662

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	1,926,104千円 160,021千円 144,916千円 49,958千円	未払手数料	142,775千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,086,194 千円 171,273 千円 111,204 千円 49,958 千円	未払 手数料	166,032 千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料	445,847 千円	未払 手数料	90,195 千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1株当たり純資産額	1,047,032円43銭	1,251,922円67銭
1株当たり当期純利益金額	189,404円77銭	204,886円98銭

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)

(2) 資本の額(出資の総額) 690,998百万円(2019年3月末現在)

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円(2019年3月末現在)

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円(2019年3月末現在)

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手続・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん公共債ファンドの2019年3月7日から2019年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん公共債ファンドの2019年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。